

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律等について（農林水産関係抜粋）

平成21年12月
農 林 水 産 省

本法律については11月30日に成立したところ。その施行に併せ、政省令も整備。

I 法律

1. 趣旨

金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を講じ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期する。

2. 概要

(1) 金融機関の努力義務

金融機関は、中小企業者又は住宅ローンの借り手から負担軽減の申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努める。（金融機関には銀行、信金、信組、労金のほか、農協・漁協系統が含まれ、中小企業者には農林漁業者が含まれる。）

(2) 金融機関自らの取組み

金融機関に、

- ① 貸付条件の変更等の措置を適切かつ円滑に行うことができるよう、基本方針の策定、必要な体制の整備
- ② 貸付条件の変更等の実施状況及び本法律に基づき整備した体制等の開示を義務付ける。（虚偽開示に関しては、罰則を付す）

(3) 行政上の対応

- ① 金融庁は、金融機関から報告される貸付条件の変更等の実施状況等を取りまとめて公表する（農協、漁協は、都道府県を經由して報告）。
- ② 国又は都道府県は、検査及び監督上、本法律の趣旨を十分尊重する。

(4) 更なる支援措置

政府は、中小企業者に対する信用保証制度の充実など必要な措置を講じる。（農業者・漁業者に対しては、農業信用保証保険制度・漁業信用保証保険制度により対応する。）

(5) その他

平成23年3月末までの時限措置

（中小企業の資金需要が高まる年末・年度末を2回ずつカバー）

Ⅱ 政令

(1) 中小企業者の範囲

法律の対象者として、法定されている中小企業者のほか、対象中小企業者として、以下を規定。

ア. 農事組合法人

イ. 中小漁業融資保証法施行令第一条第三号に掲げるもの（定置網漁業等を営む団体）

(2) 報告の委任等

検査・監督に係る根拠法律（農協法、水協法、農林中金法）、地方農政局長への報告の委任など、所要の規定の整備を行う。

Ⅲ 省令

(1) 体制整備等の具体的措置内容

中小企業者等からの申込みに対し、金融機関が行うべきものとして、以下を規定。

ア. 顧客の申込みに対応するための措置の実施に関する方針の策定

イ. 措置状況を適切に把握するための体制整備

ウ. 苦情相談を適切に行うための体制整備（相談窓口の設置）

(2) 措置状況等に係る開示・報告項目

対応状況等に係る開示項目として、以下を規定。

ア. 貸付条件の変更等の実施状況（件数・金額）

ー 申込み、実行、謝絶、審査中、取下げの件数・金額

ー 謝絶のうち、他の金融機関等から連携の要請があったもの

イ. 上記(1)（体制整備等の内容）への対応状況

(3) 開示及び行政庁への報告頻度等

・ 開示、行政庁への報告は、半期毎（銀行は四半期毎）に行う。

・ 開示の開始、行政庁への報告期限は、45日以内

以上